

令和3年  
第1回定例会

# 所信表明

(附提案説明)

尾鷲市

## (はじめに)

それでは、令和3年度当初予算を含めた諸議案についての説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、「第6次尾鷲市総合計画後期基本計画」のもと、「おわせ人(びと)づくり」を重点的な取り組みとしながら、政策分野全般を横断し、人口減少、超高齢社会等に対応した施策を、総合的・一体的に進め、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向け、尽力しているところでありますが、現計画期間も残り1年余りとなりました。

そこで、本年度から令和4年度を始期とする「第7次尾鷲市総合計画」の策定に着手しているところであります。

「住みたい、住み続けたい」まち「尾鷲」であるがために、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「国土強靱化地域計画」、さらには、各種計画との縦串・横串を意識しながら、市民憲章の考えのもと、実現性・実効性があり、かつ、市民の皆さまに分かりやすい計画を策定してまいります。

現在、厳しい財政状況にある中、財政の健全化を図りつつ、山積する目の前の課題解決に向け、間断なく、全庁一丸となって邁進していく所存でありますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、個々の案件につきまして、その取り組みを説明いたします。

## (新型コロナウイルス感染症対策)

先ず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、1月中旬以降、全国的に減少傾向にあるものの、まだまだ予断を許さない状況にあります。

市民の皆さまにおかれましては、引き続き感染症対策の徹底をお願いいたします。

また、先の国の第3次補正予算において、新型コロナウイルス感染拡大の防止と経済回復に向けた取り組みを更に加速させるため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が増額されました。

このことから、本市におきましては、コロナ禍における市民の皆さまの生活不安を少しでもやわらげ、そして、地域経済に対しても好循環をもたらすため、市民一人当たり10,000円の「振興券」をお配りするとともに、更なる地域経済の活性化と消費喚起を促すため、商工振興施策として、「プレミアム付き商品券」の発行を主軸として、準備を進めているところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルスワクチンは、主に発症や重症化の予防に効果があるとされており、多くの方に接種を受けていただくことにより、重症化や死亡者を減らし、医療機関の負担を軽減することが期待されております。

接種順位につきましては、まず、県が担当する医療従事者等への接種、次いで、本市が担当する65歳以上の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等で従事されている方を対象に順次接種を行い、それが終了後、それ以外の方へと行っていくことになっており、国が示すスケジュールに基づき、進めてまいりたいと考えております。

そういった中、本市における65歳以上の方の接種体制といたしましては、紀北医師会、紀北薬剤師会のご協力の下、尾鷲総合病院と連携し、尾鷲小学校体育館等市内4会場と高齢者施設等においても集団接種を実施することとしており、今月中には体制が整うよう、現在、鋭意準備を進めているところでございます。

市民の皆さまにおかれましては、報道等においてワクチンに関する情報が氾濫している中で、不安をお持ちの方もいらっしゃるのではないかと推察いたしております。

本市といたしましては、昨日、3月1日より福祉保健センターに相談窓口を設置し、ワクチン接種を希望する方が、安心して、滞りなく接種できるよう、ワクチンに関する情報や接種方法等について相談を受け付けます。

また、国の方針が明確になり次第、個別に通知をさせていただくとともに、エリアワンセグや広報おわせ等において、きめ細かな情報提供に努めてまいります。

### （おわせ S E A モデル構想の推進）

次に、おわせ S E A モデル構想の推進についてであります。

「おわせ S E A モデル構想」につきましましては、2018年8月24日に「おわせ S E A モデル協議会」を設立してから、約2年6か月が経過し、その間、S・E・Aのそれぞれのプロジェクトにおいて鋭意検討を進める中で、多くの企業の皆さまとの意見交換を重ねております。

現状、市民の皆さまが実感していただけるような成果までには至っておりませんが、私たちが担当しておりますプロジェクト S においては、交流人口を高めるがために、先ずはスポーツ振興ゾーンなど周りのサテライトを固めていき、そして、専門家からのアドバイスもいただきながら市内での議論も活発化させ、集客の「核」となるものを考えていく必要があります。

この一大プロジェクトを成功に導き、新しい人の流れの創出につなげるためには、まだまだ乗り越えるべき課題が山積していることも事実であります。本市にとって半世紀続いた地域経済の構造転換期であり、また、「尾鷲の再生」を担う非常に重要なプロジェクトであります。

このことから、尾鷲商工会議所、中部電力との連携を密にし、そして協力関係をさらに強固にして、「おわせ S E A モデル構想」の実現に向け、鋭意、取り組みを進めてまいります。

## （防災対策）

次に、防災対策についてであります。

東北地方を中心に2万人を超える死者・行方不明者など未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年を迎えようとしております。

この震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼<sup>あいとう</sup>の意を表すべく、今月11日の午後2時46分に1分間の黙とうを捧げ、ご冥福をお祈りしたいと考えております。

サイレンを吹鳴<sup>すいめい</sup>しますので、市民の皆さまにおかれましても、これに合わせて、それぞれの場所において黙とうを捧げられますよう、お願いいたします。

さて、本市は、東日本大震災に見舞われた東北地方と同様に、歴史的に地震・津波災害が危惧される地域であることから、震災の大きな犠牲の上に得られた教訓を余すところなく活かし、防災・減災対策を引き続き進めてまいります。

本市の標語「津波は逃げるが勝ち」のとおり、巨大津波に対しては、人的被害を最小限に抑えるためには、迅速な避難が必要不可欠であることから、避難路の整備を進めるとともに、応急対策、復旧・復興に至るまで大きな力となる自主防災組織など、市民の皆さまと対話しながら、共に本市の防災力の向上を図ってまいります。

次に、防災行政無線デジタル化整備事業につきましては、基本的に津波浸水域外である高台へ拡声局の整備を行うことで、これまで以上に、津波災害時における情報伝達機能の強化を図ることができ、間断なく防災情報の伝達を行えることによる多大な減災効果を発揮するものと捉えております。

いずれにいたしましても、市民の皆さま一人ひとりの自然災害の危険性の認識とそれに対する備えを心がけることが、本市の防災力・減災力の根幹となると確信しておりますので、引き続き様々な防災対策を推進してまいります。

## （高齢者保健福祉の推進）

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

本市の高齢化率は、本年1月末現在で44.2%と、国や県を大きく上回っており、さらに令和5年には45.4%に上昇すると推計されております。

その中でも、特に支援を必要とする人が多くなる75歳以上の方は25%を超えており、こうした方々が、これからも住み慣れた地域で暮らし続ける為には、日々の暮らしを支える、生活支援を始めとするサービスを、より一層充実させることが重要となってまいります。

また、こうした高齢化に加えて、今後は「現役世代の急速な減少」という新たな局面を迎えることとなり、地域の高齢者を支える担い手不足がますます深刻になってまいります。

このような状況の中、地域全体で高齢者を支える仕組みを構築するためには、行政を始めとする様々な主体が一つとなって、高齢者を支える施策を総合的あるいは体系的に展開することに加えて、地域の方々が「支える側」と「支えられる側」といった画一的な関係を越えて、元気な高齢者の方が支える側になるなど、お互いが支え合う住民参加型の地域社会の助け合いが重要となってまいります。

現在、本市において構築を進めております地域包括ケアシステムは、こうした地域共生社会を実現させる基盤となり得るものであり、これまでの取り組みを効果的に運用するとともに、更なる深化・推進を目指す必要があります。

本市では、こうした背景を踏まえ、高齢者施策の指針となる「尾鷲市高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、新年度から3か年の計画を策定いたしました。

本計画におきましては、7つの施策目標を計画的に推進していくことを基本とし、さらに、横断的に取り組む重点施策として、「介護予防・健康づくり施策の充実・推進」、「認知症高齢者支援の充実」、「在宅生活を支える体制の強化」の3つを設定いたしました。

この中でも、在宅生活を支える体制につきましては、移動支援や買い物支援サービスに対する要望が特に多いことから、今後、各地区においてどのような形態が望ましいのか、地区の皆さまのご意見をいただきながら協議し、取り組んでまいります。

新年度からは、本市における「自助」・「互助」・「公助」をより一層促進する展開期と捉え、計画の基本理念である「いきいきと元気に住み慣れた地域で、ずっと安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、高齢者保健福祉のさらなる充実と、ニーズに対応できる体制を構築してまいります。

### **（障がい者福祉の推進）**

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

障がい者支援施策の基本方針となる、紀北地域障がい者福祉計画、尾鷲市障がい福祉計画及び尾鷲市障がい児福祉計画につきましては、本年度に見直しを行い、新年度から3か年の計画を策定いたしました。

新たな計画では、引き続き、「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」を基本理念として掲げ、障がい者福祉施策の充実を図ってまいります。

特に継続的かつ重点的に取り組む施策として、福祉的就労の場の確保、住み慣れた地域での生活を続けるためのグループホームの設置の支援、障がいのある子どもの状況に応じた適切な発達支援の充実に取り組んでまいります。

### **（生活保障の確保）**

次に、生活保障の確保についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援が引き続き求められております。

生活が困窮している方の負担軽減を図るため尾鷲市社会福祉協議会と連携を強化しながら、生活困窮者施策に取り組んでまいります。

また、新年度からは国の事業を活用し、自立相談支援機関に支援が必要であるにも関わらず、支援が届いていない方に対して積極的に働きかけを行うアウトリーチ相談員を配置し、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方への訪問支援を行うなど、自立相談支援機関の強化を図ってまいります。

### （医療体制の確保）

次に、尾鷲総合病院についてであります。

令和元年度の決算では、約6,400万円の黒字を計上し、令和2年度の当初予算では約2億1,200万円の黒字を計上したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により入院・外来ともに患者数が減少し、非常に厳しい経営状況でありましたが、国の新型コロナウイルス感染症の陽性患者の受け入れに対する空床確保<sup>くうしょう</sup>に伴う補助金により、決算見込み約3億2,900万円の黒字の補正予算を計上することができました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい経営状況ではありますが、「尾鷲総合病院 新改革プラン」に沿って引き続き経営改革を着実に推進し、本年7月の稼働に向け電子カルテの更新、また、令和4年度の稼働に向けリニアックの更新を、スケジュールのとおり取り組んでまいります。

また、計画的にMRIやCTスキャン等の医療機器の整備をしながら、東紀州の中核病院として24時間365日救急医療体制を堅持し、尾鷲総合病院の維持存続のために取り組んでまいります。

### （農業・関連産業の振興）

次に、農業・関連産業の振興についてであります。

本市の農業は、農家の高齢化や担い手不足などにより、依然として厳しい状況にあります。近年では、新規就農者や企業参入などもあり、本市の農業の発展に期待しているところであります。

また、本年1月から、天満地区において甘夏ミカン栽培での地域おこし協力隊を採用し、活動を開始しております。



就農者としての後継者対策はもとより、任期内での新たな商品開発など、6次産業化に向けての活動にも取り組んでいただくことになっており、本市も併走した活動支援を行ってまいります。

さらに、三木里地区において、次世代を担う農業者となることを志している新規就農者に対して、就農意欲の喚起及び定着を図ることを目的とした「農業次世代人材投資事業」を継続して実施してまいります。

また、引き続き、急傾斜農地における営農活動、農地の保全や農道等の維持・管理の取り組みを支援することを目的とした「中山間地域等直接支払事業」や、農業の持つ自然環境の保全や美しい風景の形成といった多面的機能を確保していくことを目的とした「多面的機能支払事業」を活用し、農業からの地域づくりを実施してまいります。

次に、獣害対策につきましては、獣害パトロール員による活動や、猟友会尾鷲支部の協力のもと、捕獲による積極的な頭数管理や獣害柵さくの設置などを行っておりますが、タヌキやアナグマ、ハクビシンなど、生活環境被害の問い合わせ、対策の依頼が増えており、農林業対策としてのニホンジカ、ニホンザル、イノシシの獣害対策と合わせて捕獲強化などに取り組んでいく必要があります。

引き続き、防除指導、被害多発地域での追い払い、捕獲活動などにより、即時に対応できる体制を継続し、農林業被害や生活環境被害などの軽減を図ってまいります。

### **（林業・関連産業の振興）**

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

現在の林業を取り巻く森林の状況は、長期にわたる木材価格の低迷から経済林として成り立たない森林が増え、間伐等の手入れが十分に行われない森林や、隣接境界の不明な森林の存在が顕著となり、大きな課題となってきております。

本市といたしましては、国から交付される森林環境譲与税を活用し、所有者に経営管理についての意向確認を行う中で、市に経営管理を委託したいという森林については、樹種<sup>じゅしゆ</sup>や材積量などの森林の現況調査と、境界を明らかにしていくなどの作業を行い、森林の適正な管理へとつなげることで、国土の保全等、森林の持つ多面的機能を維持し、発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、市有林管理事業におきましては、利用間伐による森林管理の手法を多用していくとともに、これまでの「架線方式」<sup>かせん</sup>での搬出方法に加え、「車輛系」による新たな搬出方法を、研究、実践してまいります。

まずは、川原木屋<sup>かわらごや</sup>地区において、国の事業により、「緑のダム」としての機能の確保を目指す「水源林造成事業」を導入し、林内に「作業道」をつくり、車輛系での搬出方法による利用間伐事業を実施してまいります。

新年度では、森林作業道の測量設計と開設を予定しております。

本事業により、将来的に手入れの行き届いた豊かで良材のとれる森林づくりへの投資となるだけでなく、搬出された間伐材を市場に「尾鷲材」として流通させることで、地元林産業界における経済活動の一翼を担うことにつながるものと考えております。

### （水産業・関連産業の振興）

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

本市で営まれる漁業は、沿岸、近海、遠洋漁業と多種にわたりますが、水産資源の状況悪化による生産量の減少に加え、消費者の魚離れなどによる魚価の低迷が続く中、漁業コストの高止まり、また、昨年は、新型コロナウイルス感染症、高水温による影響などにより、漁家経営は一層厳しさを増しております。

このような状況において、本市の水産振興施策につきましては、「定置網漁業」、「養殖漁業」などを柱に、漁場保全、資源管理などにより漁業生産が維持され、漁業従事者の確保、育成や漁業所得の向上につながる取り組みを積極的に進めるとともに、「食育」、「魚食普及」や「おわせの魚」の情報発信などに取り組んでおります。

これまで、漁業所得の向上の観点では、定置網漁業での天然魚の高鮮度保持技術の実践拡大、定置網操業の効率化による経営改善のための支援や、養殖魚の高品質化、漁業者の副業、所得向上を目指した、「藻類・二枚貝養殖普及事業」等への技術的支援などを行っております。

また、去年は、「尾鷲市水産物消費喚起PR動画」、「尾鷲マハタのレシピ」の製作に取り組みましたが、新年度におきましても、本市公式 YouTube チャンネルにて動画配信を積極的に行うなど、「おわせの魚」の情報発信、普及活動に努めてまいります。

次に、漁業就業者対策につきましては、これまでに「尾鷲市漁業体験教室」、「早田漁師塾」を開催し、県等の長期体験教室などと連動した後継者対策として効果をあげております。

去年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、これらの体験事業は中止となりましたが、一方で、「ウイズコロナ」の観点から、事業者が個別で体験を受け入れた際には、感染防止対策のガイドラインの提案や、三重県農林水産支援センターなどの制度の活用あっせんなどの支援を行い、着業につながる事例もありました。

今後も、コロナ禍においても、受け入れから着業に至るまでの一連の過程において、漁業者、関係機関、地域の方々と一体となった取り組みを進めてまいります。

次に、「水産基盤整備事業」につきましては、古江漁港の養殖用作業施設用地で、陸上養殖を目的とした企業が、みえ尾鷲海洋深層水を利用した事業開始に向けて準備を進めており、古江漁港及び賀田湾地域での水産業活性化を期待しております。

また、水産基盤ストックマネジメント事業におきましては、漁港施設の老朽化とともに更新を必要としている施設が増加していることから、漁港施設機能保全計画に基づき整備を進めてまいります。新年度では、九木漁港改良の測量・設計に着手し、施設の長寿命化に取り組むことで漁業活動の効率性を図ってまいります。

### （集客交流）

次に、集客交流についてであります。

本市への集客交流人口の拡大に向けては、先ず、本市には、平成27年に議員の皆さまから提案があり制定された「尾鷲市おもてなし条例」があり、それをベースに事にあたり、市内の魅力ある観光資源について、「旅マエ」での効果的なプロモーション活動をはじめ、情報発信をより一層強化し、誘客の増加へつなげていく必要があります。

そこで、誰もが認める、かけがえのない唯一無二の財産である「世界遺産熊野古道」を中心に、本市の観光資源に関わる人の思いを、訪れる人の心に訴えかけるといったプロモーションを実施し、来訪していただける皆さまの満足度の充実に取り組むを進めてまいります。

また、イベント事業の強化を図る中で、本年度は、本市の4大イベントである「おわせ港まつり」、「全国尾鷲節コンクール」、「おわせ海・山ツアーウォーク」、「尾鷲磯釣り大会」に関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止や中断を余儀なくされましたが、新年度では、新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ、盛大に開催できるよう鋭意取り組んでまいります。

具体的には、「おわせ港まつり」では、多くの方が参加されますが、第70回の節目であり、市民の皆さまはもちろん、ふるさと納税支援者の皆さまの来訪を含めた市外からのお客様をお迎えできるよう、地域の皆さまと協働で実施してまいります。

また、本年度、スポーツ庁、文化庁及び観光庁三庁の「スポーツ文化ツーリズムアワード2020」において「スポーツ文化ツーリズム賞」を受賞した「おわせ海・山ツーデーウォーク」につきましても、更に多くの皆さまにお越しいただくことで交流人口の増加を目指してまいります。

さらに、第35回の節目の記念大会を迎える「全国尾鷲節コンクール」におきましては、市内外からの入込客が多く見込まれることから、引き続き多くの皆さまの参加を呼びかけ、盛大に開催出来るよう準備を進めてまいります。

そして、「尾鷲磯釣大会」におきましても、先日、釣り業界のアイドルオーディションで「第12代アングラーズアイドル」に就任した、地域おこし協力隊の池山智瑛（いけやま ちあき）さんとも連携したPRを行ってまいりたいと考えております。

次に、中核的観光交流施設である「夢古道おわせ」に関しましては、コロナ禍で厳しい運営状況が続く中、指定管理者が地元地区の皆さまと、協働して新たな収入の確保に向け、「こまこいたくわん」など新商品の開発といった取り組みのほか、新たな賑わいの創出への取り組みを進めているところであります。

当施設は、運営開始から集客交流施設として重要な役割を担っていることから、引き続き、指定管理者と連携を密にしながら誘客の拡大に努めてまいります。

### **（子育てしやすいまちづくりの推進）**

次に、子育てしやすいまちづくりの推進についてであります。

妊娠期から子育て期にわたって、親子に寄り添い、関係機関とも連携しながら総合的な相談やサポートなど切れ目のない支援や就労形態など、多様化する子育て世帯の状況やニーズに対応するとともに、個々の子どもの状況に応じた教育・保育サービス、子育て支援サービスの充実に引き続き努めてまいります。

子どもの発達支援につきましては、発達の気になる段階からの早期発見・早期支援が大変重要であることから、従来からの支援体制に加えて、多様な発達支援ツールの活用、及び三重県立子ども心身発達医療センターなど、専門機関の協力を得ながら、子どもの発達状況や特性を的確に捉え、必要な時期に必要な支援が提供できるよう、これまで以上に積極的に取り組んでまいります。

### （学校教育の充実）

次に、学校教育の充実についてであります。

先ず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

幼稚園及び小・中学校では、感染症予防対策として日常的に体温チェックや健康観察、手洗い・手指消毒、マスクの着用、三密の回避等の確実な実施、地域の感染状況を踏まえた学習活動やクラブ活動、学校行事等の適切な運用を行い、子どもたちが安全に、安心して学校へ登校できるよう努めているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症に対して、人権に関わる視点から、「人権教育」に位置づけて、その取り組みを実施しているところであり、その都度、保護者の皆さまには、感染症予防や人権のための取り組みにご理解とご協力をいただいているところであります。

また、「臨時休校等の基本的な考え方」につきましては、先月に改めて、保護者の皆様に通知をさせていただいたところであります。

学校は、何よりも子どもたちの学習保障に第一の責務があり、これまで臨時的な学校及び学級の閉鎖等を行った場合には、学習プリントや補充的な学習指導を行うなど学習保障に努めてまいりました。

今後はICTの活用を含め、より効果的な方法を研究し実施に努めてまいります。

次に、GIGAスクール構想についてであります。

本市における「GIGAスクール構想」の実現のための環境整備は、本年度中に整う状況となっており、新年度は「GIGAスクール構想」の初年度になります。

I C T実践推進モデル校を指定するとともに、I C T支援員の配置も考えながら、I C Tの効果的な活用の研究に取り組んでまいります。

これまでの教育実践の蓄積に加え、I C Tの効果的な活用により、子どもたちの学習に対する興味や関心をさらに高め、論理的思考力を育む「確かな学力」の育成に資する、質の高い授業がどの学校でも当たり前の実現し、次代を担う人材の育成に結びつくよう本構想に基づく取り組みを推進してまいります。

次に、尾鷲中学校の給食についてであります。

本市の学校の中で、唯一尾鷲中学校の給食が未実施であるため、これまでその実現に向けた、さまざまな検討を重ねてまいりました。

このことから、昨年12月に開催された行政常任委員会において、尾鷲小学校の給食施設を増改築し、尾鷲中学校分の給食を調理し、配送する「親子方式」が総合的に優れているとの判断に至り、そのご報告をさせていただきました。

この方式による給食実施が実現できれば、本市の全ての学校で給食導入が実現し、なおかつ、尾鷲小学校の給食施設の老朽化の解消や米飯の提供も可能となり、ゆくゆくは、市内の学校給食のセンター化が図れることとなります。

また、給食開始時期につきましては、新年度から準備を進め、令和5年4月を目指しており、そのためにも、保護者の皆さまをはじめ、議員の皆さま、関係者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら鋭意取り組んでまいります。

### (幼児教育について)

次に、幼児教育についてであります。

全国的に少子化が進む中、本市においても、未就学児の人口減少、とりわけ幼稚園児数の減少が著しい状況にあります。

このことから、将来にわたって安定的に幼稚園児を一定数確保できない状況がさらに進むため、安定性、継続性があり、なおかつ幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ「認定こども園」で、本市の幼児教育を実施していくことがよりよい選択であるとの考えをこれまで申し上げてまいりました。

昨年9月に開催された行政常任委員会におきましては、認定こども園の設置に向けたスケジュールを説明させていただきました。

また、認定こども園について、市民の皆さまにご理解をしていただくため、広報誌での周知や認定こども園の視察報告、子育て世代の方への聞き取り、アンケート調査を実施し、その結果についても、本年1月の行政常任委員会で報告させていただきました。

アンケートの結果につきましては、9割近くの方が認定こども園について賛成のご意見をいただきました。

今後におきましても、アンケートなどでいただいた、貴重なご意見や議員の皆さまのご意見などを参考とさせていただき、本市にとって、より良い認定こども園ができるよう、令和4年4月の設置を目指し、取り組んでまいります。

### **(生涯教育の推進)**

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市における生涯教育は、尾鷲の自然や歴史・文化、人材など、地域資源を活用しながら、生涯学習活動や発表の場づくりを図り、各種の生涯教育に関する情報提供を行っております。

この考えを基軸として、社会教育団体活動支援や中央公民館を中心とした講座、サークル活動支援などの事業を展開しております。

また、県の補助金を活用し、次代を担う子供たちを対象として、放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」を引き続き開催してまいります。

コロナ禍における子供たちの安全で健やかな居場所づくりとなるよう、感染症対策を徹底する中で、子供たちが自ら考える力や豊かな心を育む機会の充実に向け、支援してまいります。



加えて、国の地方創生推進交付金を活用し、子育て支援団体や人材サポーターの皆さんと連携しながら、関係各課を中心として、子育て世帯を対象とした、親子で楽しめる子育て支援イベント「子育てHAPPY DAY」を、なお一層充実して開催してまいります。

また、子どもの読書活動の推進を目的に、新年度から5か年の計画となる「第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。

子どもが様々な機会や場所において、自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けるとともに、読書を通じて、自らの考えを深め、豊かな心が育つよう、家庭・地域・学校等が連携し、子どもの読書環境の充実に取り組んでまいります。

引き続き、国や県の事業も活用し、公民館、図書館、天文科学館、郷土室など、それぞれの分野の専門性を生かした事業を進めるとともに、関係機関、団体、サークル等とも連携を図りながら、生涯教育の充実を推進してまいります。

### **(生涯スポーツの推進)**

次に、生涯スポーツの推進についてであります。

「尾鷲市スポーツ推進計画」につきましては、本年度は、10か年計画の中間年となることから、中間見直しを行ったところであります。

スポーツは、心身の健康の維持増進を図り、活力に満ちた健康長寿社会を形成する一助となるだけでなく、スポーツを通じて世代間交流が促されることにより、地域の一体感を醸成し、コミュニティ活動の活性化にもつながることが期待されます。

また、子どもにとっては、体力だけでなく、人格形成にも大きな影響を与え、「尾鷲市教育ビジョン」の基本理念「次代を創る おわせ人（びと）づくり」に大きく寄与するものであります。

国体等の大規模大会の開催をスポーツ推進の好機とし、計画の基本理念である「だれもが楽しめるスポーツの振興 ～スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲～」に基づき、関係団体等と連携し、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

第76回国民体育大会「三重とこわか国体・三重とこわか大会」につきましては、いよいよ開催の年を迎えました。

本市における国体の正式競技であるオープンウォータースイミングにつきましては、海のマラソンといわれる過酷な競技であり、一流選手たちの力泳りきえいをご覧いただきたいと思っております。

本年7月25日に開催予定の「オープンウォータースイミング三重オープン」を国体に向けてのリハーサル大会と位置付け、9月8日の国体本大会の円滑な開催準備、運営につなげてまいります。

また、デモンストレーションスポーツでは、5月にウォーキングとクラブ、11月にユニカールの開催を予定しております。

デモンストレーションスポーツは、皆さんが国体に参加する機会を設けることで、地域スポーツの普及・推進を図り、世代間交流の輪を広げることなどを目的に実施されます。

国体は「見て楽しむ」こともできますが、ぜひこの機会に、多くの方にご参加いただき「やって楽しんで」いただきたいと思っております。

また、尾鷲市スポーツ協会や競技団体などの関係機関、地域の方々やボランティアの皆様などのお力添えをいただきながら、感染症対策を講じ、安全・安心な大会運営に努め、三重とこわか国体の成功に向けて取り組んでまいります。

### （広域ごみ処理施設整備）

次に、広域ごみ処理施設整備についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、ごみ焼却施設を広域で整備することで建設費用や維持管理費等の負担を軽減できることが関係市町における共通認識であります。

また、本市におきましても、建物、設備の老朽化が激しく、毎年、その維持費に多額の費用を要しているのが現状であります。

当整備事業計画は、平成24年度から、東紀州5市町で検討を始め、平成31年4月には、一部事務組合設立準備会を設置し、一部事務組合の設立に向けて検討を進めてまいりました。

その後、組合設立のための協議を重ね、先月各市町議会において一部事務組合設立の協議の議案をご承認いただき、現在、県に設立許可申請を行っており、本年4月1日から一部事務組合、すなわち東紀州環境施設組合を設立する見通しとなりました。

今後も、市民の皆さまや関係者の皆さまのご理解・ご協力を得ながら、東紀州5市町で、密な連携・協議を行い、施設の基本計画や生活環境調査等、施設整備を推進してまいります。

### （良好な生活環境の保全）

次に、尾鷲市斎場についてであります。

本市斎場につきましては、昭和62年4月に供用を開始して以来、33年が経過し、施設が老朽化しており、特に、火葬炉設備については経年劣化が激しいため、早急な修繕対応が必要な状況となっております。

このことから、新年度から7年間をかけて、1号炉から3号炉までの大規模な修繕に順次執りかかりたいと考えております。

これにより、火葬炉施設の長寿命化を図り、将来にわたって安定した運用に努めてまいります。

次に、空家等及び空地に関する対策についてであります。

本市におきましては、人口減少に伴い、空家等及び空地が増加しており、これらが管理不全な状態となることが課題となっております。

空家等の適正管理は、所有者等の責務ではありますが、市民や地域の安全・安心確保のため、管理不全な空家等の所有者等に対し、適正な管理を促していくという市の責務があり、現行の法制度、条例等に従い、それらに基づく具体的な対策計画として、「尾鷲市空家等対策計画」を先月に策定いたしました。

本計画の推進にあたり、新年度にはその基礎資料として、市内全域における空家の実態調査に加え、空家所有者に利用意向等の調査を行い、空家等の適切な管理の促進に努めてまいります。

### （都市基盤整備）

次に、都市基盤整備についてであります。

現在進めております、尾鷲市都市計画マスタープランの見直し業務におきましては、第1回目の尾鷲市都市計画審議会及び第2回目の策定委員会、地域別構想検討会を開催したところであります。

また、本定例会において、素案の内容を説明させていただき、その後、新年度に入り、パブリックコメントを実施し、市民の皆さまに広く周知したうえで、再度、庁内検討委員会、策定委員会を経て、5月に第2回目の都市計画審議会を開催し、最終審議をお願いしたいと考えております。

次に、主要な都市基盤整備事業についてであります。

東紀州地域の道路ネットワークの根幹となる近畿自動車道紀勢線につきましましては、現在、本市において熊野尾鷲道路Ⅱ期工事が進められており、本年夏に開通する見込みであります。

当地域にとって、近年の激甚化・頻発化・広域化する災害等に対応するべく、災害に強い道路ネットワークの整備が必要であり、近畿自動車道紀勢線の未開通区間の整備について、引き続き東紀州5市町で連携し国や県に対して要望を行い、ミッシングリンクの解消による高速道路と国道とのダブルネットワーク化を図るとともに、本市と都市部との広域交流を展開する対策を進めてまいります。

次に、本市の防災対策上の重要な役割を担うとともに、国道42号と市街地や港エリアの一体性を高める重要な道路となる、都市計画道路尾鷲港新田線についてであります。

当路線は、事業主体である県において、計画路線上にある用地買収及び建物補償等が鋭意進められているところであります。

本市といたしましては、現在、折橋墓地の移転に伴う新墓地造成に必要な現地の測量、調査、設計等を進めているところであり、本年度で完了いたします。

今後も、当路線の早期供用に向け、市民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、県と一体となって取り組んでまいります。

## (提案説明)

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第5号から諮問第1号までの21件としております。

議案の内訳といたしましては、条例の制定及び条例の一部改正が6件、予算関連が10件、その他が4件、諮問が1件であります。

それでは各議案等について説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第5号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定について」につきましましては、本市における犯罪被害者等に対する支援に関し、基本理念及び犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的として条例を制定するものであります。

次に、4ページをご覧ください。

議案第6号「尾鷲市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定について」につきましましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、尾鷲市成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査協議するため条例を制定するものであります。

次に、7ページをご覧ください。

議案第7号「尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について」につきましましては、本市の行政財産を使用している職員互助会売店について、本年4月1日より、月額21,000円の使用料を定めて新たに徴収するものであり、また、天文科学館における定点カメラ設置の使用料につきましましては、算出方法の変更により、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

次に、9ページをご覧ください。

議案第 8 号「尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について」につきましては、現在、休校となっております尾鷲市立三木小学校及び三木里小学校について、施設の有効な利活用を図るため、今後、様々な地区活動に活用できるよう、条例の一部を改正するものであります。

次に、11 ページをご覧ください。

議案第 9 号「尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」につきましては、これまで尾鷲総合病院において医療保険によるリハビリテーションを実施しておりましたが、令和 3 年 7 月に行う電子カルテの更新に併せて通所リハビリテーション用システムを導入し、介護保険で「要支援」・「要介護」の認定を受けた方が、医療保険のリハビリテーション終了後も引き続き通所リハビリテーションを行えるよう、介護保険法の規定に基づき算定する使用料を定める条例の一部を改正するものであります。

次に、13 ページをご覧ください。

議案第 10 号「尾鷲市防災行政無線通信施設の設置等に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事に伴い、中継局の設置位置の変更及び通信業務の範囲等を整理したことによる条例の一部を改正するものであります。

次に、15 ページの議案第 11 号「令和 3 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から 24 ページの議案第 20 号「令和 2 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」までの 10 議案について説明いたします。

### （予算編成方針）

本市の財政状況は、令和元年度決算における経常収支比率が 98.2% と高止まりしており、依然として財政の硬直化と財政運営の困難さが継続している状況にあります。

歳入面においては、人口減少、地域経済の低迷等による市税収入の減少、また、地方交付税については、算定の基礎となる令和2年度国勢調査人口の反映による交付額の減少を見込んでいるところがあります。

一方、歳出面においては、過去に発行した地方債に係る公債費については一定の減少が見込まれるものの、社会保障関係経費等については引き続き高い水準にあります。

これらの状況を踏まえ、将来にわたって持続可能な行財政運営の確立を図るため、昨年2月に策定した「尾鷲市財政健全化計画」に基づき、歳入の確保及び徹底した歳出抑制に努めているところであり、その中で、令和2年度においては、ふるさと納税寄附額が大幅な増加に転じるなど、大きな成果が表れている取り組みもございます。

しかしながら、現状の財政収支見通しに反映していない事業計画等もあることから、今後、これら事業計画による財政負担を明確にし、反映させるとともに、健全化計画に沿った取り組みを継続して検討・実施し、安定的かつ持続可能な行財政運営を維持すべく、引き続き財政の健全化に邁進する所存であります。

本予算につきましては、市長の改選期であることから骨格予算としているものの、経常的経費や継続事業をはじめ、年度当初から取り組まなければ事業執行に影響のある事業を計上し、市政運営に空白が生じることをないよう予算編成を行っております。

### **(当初予算の規模)**

それでは、令和3年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の「令和3年度当初予算主要事項説明」の1ページをご覧ください。



当初予算の規模は、一般会計で対前年度比4.3%減の94億1,942万5千円、特別会計の国民健康保険事業会計は、3.7%減の22億3,869万2千円、後期高齢者医療事業会計は、3.2%増の6億6,465万6千円、企業会計においては、病院事業会計で、4.6%増の52億3,336万2千円、水道事業会計で、0.3%減の8億3,365万5千円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比1.4%減の183億8,979万円とするものであります。

### (歳入予算の状況)

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2ページをご覧ください。

1款、市税については、主に人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等による市民税の減収、評価替えによる固定資産税の減収等を見込んだことにより、市税全体として対前年度比4.7%減の18億527万6千円を計上しております。

2款、地方譲与税については、森林環境譲与税の増額などにより、20.6%増の7,643万3千円を計上しております。

3款、利子割交付金から6款、法人事業税交付金までは、過去の歳入実績や伸び率見込を勘案し、それぞれ計上したものであります。

7款、地方消費税交付金については、本年度の交付見込額を踏まえ、12.8%増の3億9,600万円を計上しております。

8款、環境性能割交付金については、同様に本年度の交付見込額を踏まえ、30.5%減の540万円を計上しております。

9款、地方特例交付金については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が新設され、その交付見込額を加味したことなどにより、165.3%増の2,122万6千円を計上しております。

10款、地方交付税は、測定単位である国勢調査人口の減少を見込んだことなどにより、普通交付税で7,400万円の減額、特別交付税は前年度と同額を見込み、地方交付税総額で2%減の36億5,800万円を計上しております。

12款、分担金及び負担金は、救急医療体制強化事業他町負担金の減額などにより、30.2%減の5,523万4千円を計上しております。

14款、国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金7,822万8千円の追加、医療扶助費等国庫負担金及び児童保護措置費負担金の増額などにより、13.7%増の10億4,761万2千円を計上しております。

15款、県支出金は、農山漁村地域整備交付金の皆減、水産物供給基盤機能保全事業費補助金1,080万円の減額、衆議院議員選挙執行委託金1,926万6千円の追加などの増減要因により、2.4%減の5億9,409万8千円を計上しております。

16款、財産収入は、立木売却収入の減額等により、34.8%減の1,891万6千円を計上しております。

17款、寄附金は、ふるさと応援寄附金を3億円と見込み計上しております。

18款、繰入金は、財政調整基金繰入金1億9,501万3千円、減債基金繰入金3,500万円、ふるさと応援基金繰入金2億1,854万6千円、都市計画事業基金繰入金9,000万円など、23.7%減の5億7,464万1千円を計上しております。

20款、諸収入は、受託造林事業収入3,090万円の追加などにより、35%増の1億6,807万4千円を計上しております。

21款、市債は、本庁舎耐震改修事業債、防災行政無線デジタル化事業債の皆減、臨時財政対策債8,500万円の増額等の増減要因により、43.4%減の5億4,820万円を計上しております。

### (歳出予算の状況)

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。

4 ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比 2. 2 % 減の 4 5 億 4, 6 5 4 万 9 千円となっております。

先ず、人件費は、任期満了に伴う市長退職金及び副市長給与の増加、議員定数の減数による議員報酬等の減少、及び職員数の減少等の増減要因により、0. 3 % 増の 1 6 億 4, 4 5 7 万 4 千円を計上しております。

扶助費は、医療扶助費の増加などにより、1. 7 % 増の 1 7 億 9, 6 4 7 万円を計上しております。

公債費は、過去に借り入れた地方債に係る償還金の減少により、1 1 % 減の 1 1 億 5 5 0 万 5 千円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、ふるさと納税事業関連経費 7, 5 3 0 万 9 千円の増額、新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種委託料 7, 8 2 2 万 9 千円の追加などにより、9 % 増の 1 6 億 5, 4 8 8 万 1 千円を計上しております。

補助費等は、市長及び市議会議員選挙に伴う各種交付金の追加、及び病院事業会計負担金 2, 4 8 6 万 9 千円の増額などにより、4. 6 % 増の 1 3 億 1, 5 4 9 万 1 千円の計上であります。

積立金は、ふるさと応援基金積立金 1, 8 0 0 万円の増額、森林環境譲与税基金積立金 1, 5 6 2 万 4 千円の増額などにより、2 1. 8 % 増の 1 億 8, 4 5 3 万 6 千円を計上しております。

繰出金は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の増額などにより、1. 9 % 増の 1 1 億 5, 6 1 5 万 3 千円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、農山漁村地域整備交付金事業費の皆減などにより、2 0. 6 % 減の 1 億 4, 3 1 7 万 4 千円を計上、単独事業費で、本庁舎耐震改修工事請負費、防災行政無線デジタル化整備に係る工事請負費の皆減などにより、6 4. 6 % 減の 2 億 9, 8 9 8 万 5 千円の計上となり、総額で 5 3. 1 % 減の 4 億 9, 8 2 7 万 1 千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

19ページをご覧ください。

これにつきましては、ペーパーレス会議システム利用料をはじめ7件について債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

### (特別会計)

続きまして、特別会計について説明いたします。

20ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の減少見込みなどにより、対前年度比3.7%減の22億3,869万2千円を計上しております。

21ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、3.2%増の6億6,465万6千円を計上しております。

### (企業会計)

続きまして、企業会計について説明いたします。

1ページをご覧ください。

病院事業会計につきましては、対前年度比4.6%増の52億3,336万2千円を計上しております。

業務の予定量は、入院患者数が1日平均144人、年間延べ5万2,716人、外来患者数が1日平均351人、年間延べ8万4,990人を見込んでおります。

22ページをご覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、収入で38億7,626万6千円、支出で41億4,622万6千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で9億3,501万2千円、支出で10億8,713万6千円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億5,212万4千円は、一時借入金で措置するものとしております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

学資貸与金は、期間を令和4年度から令和7年度まで、限度額を1,740万円とするものであります。

また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和4年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

1 ページをご覧ください。

水道事業会計につきましては、対前年度比0.3%減の8億3,365万5千円を計上しております。

業務の予定量は、給水戸数9,154戸、年間総給水量348万9,369立方メートル、一日平均給水量9,560立方メートルを見込んでおります。

23 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、収入は5億123万8千円、支出は5億533万9千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は7,797万6千円、支出は3億2,831万6千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億5,034万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

### (補正予算)

続きまして、令和2年度補正予算について説明いたします。

お手元に配付の「令和2年度一般会計補正予算(第11号)主要事項説明」の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1,415万1千円の増額、国民健康保険事業会計で6,362万6千円、後期高齢者医療事業会計で777万円をそれぞれ減額、また、病院事業会計では、歳入で2万8千円、歳出で1億679万4千円をそれぞれ減額し、水道事業会計では、歳入で648万7千円、歳出で1,686万2千円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を217億4,660万9千円とするものであります。

先ず、一般会計から説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

1款、市税5,600万円の増額は、市民税及び固定資産税等について、当初の見込みより調定額の増額を見込んだことによるものであります。

13款、使用料及び手数料698万円の減額は、塵芥収集手数料578万円の減額などによるものであります。

14款、国庫支出金792万3千円の減額は、特別定額給付金給付事業の給付額確定により1,627万2千円の減額、トンネル長寿命化事業に対する社会資本整備総合交付金1,039万5千円の減額、及び尾鷲中学校トイレ改修工事に対する学校施設環境改善交付金1,199万7千円の追加などであります。

15款、県支出金5,216万8千円の減額は、補助金配分の減少による農山漁村地域整備交付金1,520万円及び地籍調査補助金1,158万8千円の減額のほか、事業費の確定に伴う減額等であります。

16款、財産収入918万9千円の減額は、立木売払収入の減額が主なものであります。

17款、寄附金100万円の増額は、地方創生応援寄附金として、市外の1団体からご寄附をいただく予定であります。

20款、諸収入415万3千円の減額は、折橋墓地移転事業の本年度分事業費の確定に伴う補償金の減額が主なものであります。

21款、市債3,770万円の増額は、地方消費税交付金の減少見込に伴い、その補てんとして借入れを行う減収補てん債3,000万円の追加、尾鷲中学校トイレ改修工事に係る補正予算債2,390万円の追加及び各起債充当事業費の増減等によるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

内容につきましては、事業費の確定等に伴う減額補正がほとんどでありますので、主に増加したものについて説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

各款共通の人件費のうち、一般職で、普通退職による退職手当の追加等により、職員手当481万8千円の増額であります。

総務費の財産管理費では、基金積立金の主なものとして、財政調整基金に1億3,451万3千円、基金を充当していた事業の事業費確定に伴う積み戻し分として、都市計画事業基金に1,223万円、また、地方創生応援寄附金としていただいた100万円について、制度運用上の要件により、一般財源1千円を加えた100万1千円をそれぞれ積み立てるものであります。

また、戸籍住民基本台帳費では、通知カード・個人番号カード関連事務負担金216万8千円の増額であります。

5ページをご覧ください。

衛生費の上水道整備費では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施した水道基本料金の減免等に係る水道事業会計負担金3,622万3千円の増額であります。

6ページをご覧ください。

土木費の砂防費では、県の事業量増加に伴う急傾斜地崩壊対策事業地元負担金570万円の増額であります。

教育費の学校管理費では、国の補正予算による交付金及び補正予算債を活用して実施する尾鷲中学校トイレ改修に係る工事請負費3,599万2千円の追加であります。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

8ページをご覧ください。

追加4件につきましては、尾鷲市港まちづくりビジョン作成事業をはじめ、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

変更2件につきましては、いずれも入札による額の確定により、限度額を変更するものであります。

また、廃止2件につきましては、漁業経営維持安定資金利子補給金及び保証料補助金について、いずれも同資金への申し込みがなかったことによるものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

9ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、6,362万6千円を減額し、歳入歳出予算総額を23億732万6千円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税833万1千円の増額、保険給付費の減少見込等に伴う県支出金6,955万8千円の減額が主なものであります。

歳出では、療養給付費等の減額見込による保険給付費7,381万1千円の減額、財政調整基金積立金1,044万円の増額が主なものであります。

10ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、777万円を減額し、歳入歳出予算総額を6億4,401万6千円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料365万円の減額、保険基盤安定負担金等の見込み額確定に伴う、繰入金412万円の減額、歳出では、広域連合負担金777万円の減額であります。



続きまして、企業会計について説明いたします。

11ページをご覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、医業収益1億9,913万4千円の減額で、コロナ禍の影響で入院収益1億8,606万1千円の減額、外来収益511万4千円の減額、その他医業収益では、個室使用料の減により795万9千円の減額であります。

医業外収益2億1,590万7千円の増額は、新型コロナウイルス対策事業補助金2億1,636万3千円の増額、テレビカード収益等45万6千円の減額が主なものであります。

支出では、医業費用8,765万円の減額で、職員の中途退職に伴う職員数の減等による給与費3,044万2千円の減額、入院患者減に伴う材料費4,282万円の減額、電気使用料、給食業務委託料や委託検査件数の実績に伴う経費1,342万8千円の減額、研究研修旅費の減による研究研修費96万円の減額であります。

医業外費用507万6千円の減額は、控除対象外消費税497万円の減額、納付消費税及び地方消費税10万6千円の減額が主なものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

追加1件は、三重大学東紀州地域医療学寄附研究部門から医師1名の派遣等に係る経費として、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を2,100万円とするものであります。

また、変更2件については、電子カルテシステム更新事業及びリニアック更新事業の契約金額が確定したことにより、限度額を変更するものであります。

12ページをご覧ください。

水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が新型コロナ感染症拡大の影響に対する支援策としての基本料金減免分等により給水収益を3,351万7千円減額、無収給水に対する他会計負担金を4万8千円減額することにより、3,356万5千円の減額であります。

営業外収益は受取利息を8万8千円増額、基本料金減免等に伴う他会計補助金3,631万3千円の増額及び雑収益を38万9千円増額することにより、3,679万円の増額であります。

支出では、営業費用が額の確定による委託料などの減額により、812万9千円の減額、営業外費用は企業債の支払利息の減額及び消費税納付額の減額により、182万9千円を減額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金の増額及び建設改良費の減額に伴う企業債の減額等により、971万2千円の減額であります。

支出では、固定資産購入費、上水道及び簡易水道施設整備費の建設改良費が減額となり、690万4千円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、25ページをご覧ください。

議案第21号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」につきましては、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者福祉のさらなる充実とニーズに対応できる体制の構築に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として策定するため、尾鷲市議会基本条例第9条第4号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、26ページをご覧ください。

議案第22号「尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について」につきましては、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、障がい福祉サービスや相談支援の提供体制の確保に関すること、及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として策定するため、尾鷲市議会基本条例第9条第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、27ページをご覧ください。

議案第23号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を「三重交通株式会社」とし、指定の期間を令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間として、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第5号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定について」から議案第23号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」までの19議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、議案第24号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきまして、説明いたします。

議案書の28ページをご覧ください。

本市の公平委員会委員の「大草 さつき（おおくさ さつき）」氏が本年3月31日に任期満了となることから、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有している「中島 博子（なかじま ひろこ）」氏を新たに選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第24号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます

(降壇)

(登壇)

それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして、説明いたします。

議案書の30ページをご覧ください。

本市の人権擁護委員の「川上 愛雄（かわかみ よしお）」氏が本年6月30日に任期満了となることから、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある「小林 利徳（こばやし としのり）」氏を新たに人権擁護委員に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)